

## 高等教育政策に対する私大連の見解

平成30年9月  
一般社団法人日本私立大学連盟

私立大学はこれまでも、自由な発想に基づく多様な教育研究のダイナミズムによって、わが国の発展に貢献してきた。その活動の礎は、私立学校法第1条が「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と明記し、私立大学の「特性」と「自主性」の尊重とともに、国による規制の制限を法的に保障しているところにある。

このたびの「高等教育の無償化」は、少子化と格差が広がるわが国において、人々の能力と社会の質を向上させる極めて重要な政策であり、この意義ある取組は、今後、教育本来の目的を最大限に活かす形で着実に進めていく必要がある。

そのような中、他方で、私立大学の「特性」と「自主性」を損なうことになりかねない高等教育政策が相次ぎ提示されている。例えば、高等教育の無償化の意義は大きいものの、国私間における公財政支出や学生納付金の格差を是正しないままに、これを実施すれば、低所得者について、国立大学生は無償であるのに対し、私立大学生には年間50万円から450万円の授業料負担を強いられることとなり、国私間格差がさらに拡大することになりかねない。また、実務家教員や外部理事の割合による支援対象校の要件は、当該政策の本来の目的に関わりない基準の導入であり、自主・自律性に基づく私学の理念を深刻に脅かすものにしてはならない。

国公私を問わずすべての大学は、教育研究の質を向上させるために自主的な努力を重ねると同時に、アカデミアで構成される独立した認証評価機関のピアレビューによって評価を受け、これを大学運営改善の指針としている。とりわけ私立大学においては、自主性を重んじつつ公共性を高めるという私立学校法の精神を遵守しつつ、自主的に学問研究と教育の質を向上させるべく、客観的な認証評価制度を維持・発展させてきたのであり、国が別の基準をもって直接に適格認定を行うことが、この誇るべき伝統を根底から覆しかねないことを強く懸念する。

さらに、先般、学問の自由や教育を受ける権利に対する重大な制約となり得る「東京23区における定員抑制」が立法措置をもって決定された。また、教育改革として「人材育成の3つの観点（世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材）」により、大学の持つ各機能を集約し、特色を明確化することが提起され、教育改革や組織運営の指標として、産業界との連携を強化するために、実務家教員や外部理事の登用などが要請されている。

このような高等教育政策は、私立大学の自主的な改革の進展を軽視し、明確な長期的ビジョンがないまま、経済政策に引きずられる形で断片的に策定されており、その結果、相互の整合性を欠くものになっていると言わざるを得ない。また、これまで補助金の配分基準等を通じた間接的な政策誘導を中心としていたものが、より強制的な色彩を強めつつあり、場合によっては立法措置をもって私立大学の教育研究活動のあり方を直接に規律するという

事態に至っている。このように、一律の基準や強制力を伴った施策によって大学のあり方を直接規定していこうとする姿勢が、私立大学の建学の精神に基づく自主的な再編や改革の可能性を制約し、多様な教育研究を画一化し弱体化していくものと危惧される。

そこで、私立大学の多様性と活気を保ち、教育研究の質を向上させるために、文部科学省に対し、以下について早急な対応を求めたい。

1. いかなる学生を育てるかを目標として定め、その目的に沿ったカリキュラムや教員を構成することは、各私立大学がその特性を發揮する要である。それぞれの規模と立地と学部構成に応じて、私立大学はその特性を伸ばしてきた。したがって、国は、私立大学を人材育成の種類によって外から分類するのではなく、各大学が自ら選択した特性と目標に沿って尽力しているかどうかを判断する仕組みを高等教育政策として提案すべきである。
2. これからは多様な能力の組み合わせによる社会の進展が必須であり、高等教育の無償化は、多様な個々の学生に対する支援であってこそ、未来に意味を持つこととなる。  
まずは、国立大学生と私立大学生との間の異常に大きな公財政支出の格差と学生納付金の格差は正を検討すべきであり、授業料減免や給付型奨学金への配分は、大学の設置形態にかかわらず、個人を支援する「個人補助」として、しっかり位置づけるべきである。
3. 東京 23 区に設置する私立大学が、新たな分野の教育研究を発展するために「スクラップ＆ビルト」を進めることは、全国の大学にその先進的な改革を示す上でも極めて重要である。思い切った再編と改革が可能となるよう、東京 23 区の定員規制について柔軟な対応をすべきである。また、第三者機関の設置により、収容定員の増加を伴う学部・学科の新增設の必要性と合理性を判断した上でこれを認める、などの特例措置を設けるべきである。
4. 私立大学のガバナンスは、公平性、透明性、公正さ、改革のスピードが重要であることは論じるまでもない。しかしながら、各大学それぞれの歴史に基づいた方法があり、それを無視して型にはめることは、かえって混乱をもたらすことになる。ガバナンス・コードの導入を行ったとしても、Comply（遵守）だけでなく、Explain（説明）によって柔軟に公平性、透明性、公正さを実現できるような仕組みにしておくべきである。